

第1章 総則

（規約の適用）

第1条 ニフティ株式会社（以下「当社」といいます）は、本規約に基づき音声利用IP通信網サービス（以下「電話(N)サービス」といいます。）および第48条所定の附帯サービス（以下包括して「附帯サービス」といいます。）を提供します。

1. 本規約のみならず、電話(N)サービスに関する「お知らせ」「ご注意事項」その他名目の如何を問わず、当社が適宜 Web 上その他の媒体を通じて発表するものは、本規約を構成するものとします。
2. 前項の他、本規約に定めなき事項については、@nifty 会員規約並びに本規約内で引用する NTT 東日本株式会社および NTT 西日本株式会社（以下包括して「NTT」といいます。）の定める「音声利用IP通信網サービス契約約款」、その他 NTT が定める約款（以下包括して「NTT 約款」といいます。尚、本規約内で NTT 約款の条項を引用する場合、特に本規約の該当箇所にて断書の無い限り、当該条項内の「当社」は「ニフティ株式会社」と読替えるものとします。）の内、当社が本規約の中で引用する条項によるものとします。

（規約の変更）

第2条 当社は、本規約の変更の必要性、変更後の内容の相当性その他一切の事情に鑑み合理的に必要と認める場合、いつでも電話(N)ユーザーの同意を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。

1. 前項に基づき当社が本規約を変更するときは、あらかじめ@nifty 規約ページにおいて、または当社が相当と認める方法により、本規約を変更する旨、変更内容および変更の効力発生時期を掲載し、周知するものとします。但し、上記に拘わらず、当該変更が電話(N)ユーザー一般の利益に適合するときは、並びにあらかじめ周知することができないやむを得ない事情がある場合には、変更の効力発生後速やかに上記の方法において周知するものとします。

（用語の定義）

第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	用 語	用 語 の 意 味
1	電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2	電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。

3	国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの
4	国際通信	通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。）を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの
5	通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
6	音声利用 I P 通信網	主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信（電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）に規定する電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）を相互に用いて行うものとし、す。）の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
7	電話 (N) サービス	音声利用 I P 通信網を使用して行う当社が提供する電気通信サービス
8	@nifty au ひかりプラス	当社が提供する FTTH サービス
9	電話 (N) 契約	当社から電話 (N) サービスの提供を受けるための契約
9 の 2	電話 (N) ユーザー	当社と電話 (N) 契約を締結している者

10	相互接続点	NTT と NTT 以外の電気通信事業者（当社を含みます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（NTT が NTT 以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第 33 条第 9 項若しくは第 10 項又は第 34 条第 4 項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点へ提供している都道府県の区域（NTT 株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号）第 2 条第 3 項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）をまたがる伝送に関する卸電気通信役務（事業法第 29 条第 11 項に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る区間との分界点を含みます。）
11	接続契約者回線	電話(N)と相互に接続する電気通信回線（NTT 約款別記 1 に定めるものとします。）であって、専らメニュー 1 に係るものに限ります。）の利用のために設置される電話番号
11 の 2	利用回線	NTT 約款別記 1 の（4）及び（5）に定める電気通信回線であって、電話(N)に係るもの
11 の 3	接続契約者回線等	(1) 接続契約者回線 (2) 利用回線 (3) NTT が必要により設置し当社に提供する電気通信設備
12	端末設備	接続契約者回線等の一端（相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって 1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの

13	サービス接続点	電話(N)とNTTが定める以下の電気通信設備との接続点 (1) 電話サービス契約約款に規定する電話網 (2) 総合デジタル通信サービス契約約款に規定する総合デジタル通信網 (3) NTT 約款に規定するIP通信網 (4) 特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する特定地域向け音声利用IP通信網
14	自営端末設備	電話(N)ユーザーが設置する端末設備
15	自営電気通信設備	当社以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
15の2	技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
16	協定事業者	相互接続点との間の通信、相互接続点相互間の通信及びリルーティング通信等（サービス接続点を介して行われるものを含みます。）
16の2	リルーティング通信等	当社からのリルーティング指示信号等の指示信号に基づき、電話(N)内で接続する通信
17	相互接続通信	相互接続点との間の通信、相互接続点相互間の通信及びリルーティング通信等（サービス接続点を介して行われるものを含みます。）
18	契約者回線等	(1) 接続契約者回線等 (2) 相互接続点 (3) NTT 電話サービス契約約款第3条（用語の定義）の表の29欄の(1)に規定するもの (4) NTT 総合デジタル通信サービス契約約款第3条（用語の定義）の表の26欄の(1)に規定するもの (5) NTT 特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款第3条（用語の定義）の表の25欄の(1)に規定するもの

19	消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
----	--------	---

（外国における取扱いの制限）

第 4 条 電話 (N) の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第 1 章の 2 @nifty の光電話の品目・細目

（電話 (N) の品目及び細目）

電話 (N) には、料金表に規定する通信又は保守の態様による品目及び細目があります。

第 2 章 音声利用 I P 通信網サービスの提供区域

（電話 (N) の提供区域）

第 5 条 当社は電話 (N) を、NTT が NTT 約款別記 1 に定める提供区域において提供します。

第 3 章 契約

（契約の単位）

第 6 条 当社は、1 の利用回線ごとに 1 の電話 (N) サービス契約を締結します。
この場合、電話 (N) ユーザーは、1 の@nifty ID およびこれに紐付けられた 1 の@nifty au ひかりプラスにつき、1 人に限ります。

（契約申込の方法）

第 7 条 電話 (N) サービス契約の申し込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する事項について当社にお届けいただきます。

（１）サービスの細目

（２）電話 (N) を利用する場所又はこれまでお使いの電話番号

（３）その他契約申込の内容を特定するための事項

(契約申込の承諾)

第8条

1. 当社は、電話(N)サービスの申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その申し込みを承諾しない、あるいは取消すことがあります。
 - (1) 申し込みをした者が、電話(N)サービスを紐づけようとする@nifty au ひかりプラス（当該申し込みをした者がすでに@nifty au ひかりプラスを自己の名義にて契約済の場合のみならず、両者を同時に申し込む場合を含みます。以下本号において同じとします。）と同一の名義ではないとき。
 - (2) 当社またはNTTが電話(N)サービスを提供することが技術上著しく困難と判断したとき。
 - (3) 申し込みをした者が@nifty 会員規約第8条各号に該当するとき。
 - (4) 第40条（利用に係る契約者の義務）又は第42条（利用上の制限）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者回線番号)

第9条

1. 電話(N)サービスの契約者回線番号は、当社が定めます。
2. 電話(N)サービスユーザーは、電話(N)サービスを利用する場所又は契約者回線番号について変更の申し込みを行うときは、その内容について当社に届け出ていただきます。
3. 前項の届出又は利用回線の移転等により、契約者回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社はその変更を行います。
4. 前項に規定するほか、当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるとき、または第36条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、契約者回線番号を変更することがあります。
5. 前二項の規定により、契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことを電話(N)サービスユーザーに通知します。

(請求による契約者回線番号の変更)

- 第10条 電話(N)サービスユーザーは、迷惑電話（いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、現にその通信の受信者が迷惑であると認めるものを行います。）又は間違い電話（現に使用している契約者回線番号に対して、反復

継続して誤って接続される通信をいいます。)を防止するために、契約者回線番号を変更しようとするときは、当社に対し当社が別途定める所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いてその請求を承諾します。

(細目の変更)

第 11 条

1. 電話 (N) サービスユーザーは、細目の変更の請求をすることができます。
2. 当社は、前項の請求があったときは、第 8 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(利用の一時中断)

第 12 条 当社は、電話 (N) サービスユーザーから請求があったときは、電話 (N) サービスの利用の一時中断（その契約者回線番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(利用権の譲渡の禁止)

第 13 条 電話 (N) サービスに係る利用権（電話 (N) サービスユーザーが契約に基づいて電話 (N) の提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、できません。

(電話 (N) サービスへの切り替え)

第 14 条

1. @nifty au ひかりプラスとともに NTT との契約によりひかり電話を利用している @nifty 会員は、ひかり電話を電話 (N) サービスへの切り替えを請求することができます。
2. 当社は、前項の規定により電話 (N) サービスへの切り替えの請求を受付けたときは、次の場合を除いて、これを承諾します。
 - (1) NTT が NTT 約款第 19 条の 5（契約申込の承諾）第 2 項各号のいずれかに該当することを理由に、切り替えを拒否したとき。
 - (2) 当社が @nifty 会員規約違反等を理由として切り替えを承諾しないと判断したとき。
3. 電話 (N) サービスユーザーは、電話 (N) サービスの切り替えが完了したときは、切り替えの日をもって NTT との間のひかり電話に関する利用契約が解除され、

当社との間で電話(N)サービスに関する利用契約が成立・発効することを承諾します。

(電話(N)サービス利用契約の解除)

第15条

1. 電話(N)サービスユーザーは、電話(N)サービス利用契約を解除しようとするときは、そのことを所定の方法により当社に通知していただきます。
2. 前項により電話(N)サービス利用契約の解除の通知だけでは、@nifty au ひかりプラスサービスおよび@nifty サービスの各契約は依然有効に存続します。これらを解除するには、電話(N)サービス利用契約の解除手続とは別に、当社が別途定める方法により解除の通知をする必要があります。

(当社が行う電話(N)サービス契約の解除)

第16条

1. 当社は、第21条(利用停止)の規定により電話(N)サービスの利用を停止された電話(N)サービスユーザーが、なおその事実を解消しない場合は、何らの責任も負うことなく、その電話(N)サービス利用契約を解除することができるものとします。
2. 当社は、電話(N)サービスユーザーが第21条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、何らの責任も負うことなく、電話(N)サービスの利用停止をしないで、電話(N)サービス利用契約および当該電話(N)サービスユーザーとの間の契約を解除することができるものとします。
3. 当社は、第1項又は第2項に規定する場合のほか、次の場合は、何らの責任も負うことなく、電話(N)サービス利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) @nifty au ひかりプラスサービスについて利用契約の解除があったとき。
 - (2) @nifty au ひかりプラスの移転等により電話(N)サービスの提供区域外となったとき。
 - (3) 電話(N)サービスユーザーの利用する電話(N)サービスの電話番号の全部または一部について、警察機関からNTTを通じて当社に対して特殊詐欺(不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振り込みその他の方法により、現金等をだまし取る犯罪をいいます。)又はその未遂に利用されたものとして利用停止要請があった場合

第4章 付加サービス

（付加サービスの提供）

第17条 当社は、電話(N)サービスユーザーから請求があったときは、料金表第1表第1類（基本料金）に定めるところにより NTT から提供を受けた付加サービスを当該電話(N)サービスユーザーに再提供します。尚、再提供にあたっては、各付加サービスの名称を別紙1のように置き換えます。

ただし、その付加サービスの提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等 NTT が判断した場合、もしくはその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加サービスを提供しないことがあります。

（付加サービスの利用の一時中断）

第18条 当社は、電話(N)サービスユーザーから請求があったときは、その付加サービスの利用の一時中断（その付加サービスに係る設備を他に切り替えることなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（付加サービスの利用契約の解除）

第19条 付加サービスの利用契約の解除については、本規約第15条および第16条の規定を準用するものとします。

第5章 利用中止及び利用停止

（利用中止）

第20条

1. 当社は、次の場合には、電話(N)サービスの利用を中止することがあります。

- （1）当社または NTT の電気通信設備の保守上、工事上又は電話(N)サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
- （2）特定の接続契約者回線等から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信が輻輳し、又は輻輳するおそれがあると NTT が認めた旨の通知を受けたとき。
- （3）NTT が NTT 約款第26条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止する旨の通知を受けたとき。
- （4）@nifty au ひかりプラスに係る電気通信サービスの利用中止を行ったとき。

2. 当社は、前項の規定により電話 (N) サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを電話 (N) サービスユーザーに当社が別に定める方法によりお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 21 条

1. 当社は、電話 (N) サービスユーザーが次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間（その電話 (N) サービスに係る料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなった電話 (N) に係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金債務に限定されず、当該時点で当社に対して負担する債務の一切をいいます。（以下包括して「債務」といいます。）以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その債務が支払われるまでの間）、その電話 (N) サービスの利用を停止することがあります。

（１）債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき

（２）接続契約者回線を電話 (N) サービスの利用以外の用途に使用したと NTT より当社に通知があったとき。

（３）第 40 条（利用に係る契約者の義務）又は第 42 条（利用上の制限）の規定に違反したと NTT より当社に通知があったとき。

（４）前三号のほか、本規約の規定に反する行為であって電話 (N) サービスに関する当社または NTT の業務の遂行又は当社又は NTT の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2. 当社は、前項の規定により電話 (N) サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を電話 (N) サービスユーザーに通知します。ただし、本条第 1 項第 3 号または第 4 号により電話 (N) サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 6 章 通信

(相互接続点との間の通信等)

第 22 条

1. 相互接続通信は、相互接続協定に基づき NTT が別に定めた通信に限り行うことができるものとします。

2. 相互接続通信を行うことができる地域（以下「接続対象地域」といいます。）は、NTT が相互接続協定等により定めた地域に限り行うことができるものとします。

(通信の切断)

第23条 電話(N)サービスユーザーはNTTが気象業務法(昭和27年法律第165号)第15条第2項の規定による警報事項の通知に当たり必要があると判断した場合は、NTTが通信を切断することがあります。この場合、あらかじめその通信をしている者にそのことをNTTが当社を経由せずに電話(N)サービスユーザーに通知することを承諾していただきます。

(通信利用の制限等)

第24条

1. 電話(N)サービスユーザーは、通信が著しく輻輳し、NTTが通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、)以外の各号による通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)を行うことがあることをあらかじめ承諾します。

- (1) 気象機関
- (2) 水防機関
- (3) 消防機関
- (4) 災害救助機関
- (5) 警察機関
- (6) 防衛機関
- (7) 輸送の確保に直接関係がある機関
- (8) 通信の確保に直接関係がある機関
- (9) 電力の供給の確保に直接関係がある機関
- (10) ガスの供給の確保に直接関係がある機関
- (11) 水道の供給の確保に直接関係がある機関
- (12) 選挙管理機関
- (13) NTTがNTT約款別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
- (14) 預貯金業務を行う金融機関
- (15) 国又は地方公共団体の機関

2. 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3. 電話 (N) サービスユーザーは、国際通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合に、NTT が国際通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置をとることがあることをあらかじめ承諾します。

4. 前三項に規定するほか、電話 (N) サービスユーザーは、当社又は NTT 約款等に定めるところにより、その契約に係る接続契約者回線等を使用することができない場合においては、その電話 (N) サービスを利用できないことがあることをあらかじめ承諾します。

(通信時間等の制限)

第 25 条 前二条の規定による場合のほか、電話 (N) サービスユーザーは、通信が著しく輻輳するときは、NTT が通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあることをあらかじめ承諾します。

(通信時間の測定等)

第 26 条 通信時間の測定等については、NTT が NTT 約款料金表第 1 表第 2 類 (通信料金) に定めるところにより行うことを、電話 (N) サービスユーザーはあらかじめ承諾します。

(国際通信の取扱い地域)

第 27 条 国際通信の取扱い地域は、NTT が NTT 約款料金表第 1 表第 2 類 (通信料金) に定めるところによります。

(契約者回線番号等通知)

第 28 条

1. 接続契約者回線等から契約者回線等への通信については、その接続契約者回線等に係る契約者の契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知します。

ただし、次の通信については、この限りではありません。

(1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信

(2) 契約者回線番号非通知 (契約者の請求により、接続契約者回線等から行う通信について、その契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。) の扱いを受けている接続契約者回線等から行う通信 (通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信を除きます。)

(3) その他 NTT が別に定める通信

2. 第 1 項の規定により、その接続契約者回線等の契約者回線番号を着信先の接続契約者回線等へ通知しない扱いとした通信については、着信先の契約者回線

等において発信電話番号通知要請機能を利用している場合はその通信が制限されます。

3. 電話(N)サービスユーザーは、前二項にかかわらず、NTTが接続契約者回線等から、電気通信番号規則第12条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者の契約者回線番号、氏名又は名称及び接続契約者回線等に係る終端の場所を、その着信先の機関へ通知することがあることをあらかじめ承諾します。ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。

4. 当社は、前三項の規定により、当社またはNTTが契約者回線番号等を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、本規約中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第29条

1. 当社が提供する電話(N)サービスの料金は、基本料金（月額費用、付加サービス月額費用、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、その他の料金、乗り換え手数料）、通信料金に関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。
2. 当社が提供する電話(N)サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(基本料金の支払義務)

第30条

1. 電話(N)サービスユーザーは、当該電話(N)サービス利用契約に基づいて当社が電話(N)サービスの提供を開始した日（付加サービスについてはその提供を開始した日）の属する月から起算して、契約の解除があった日（付加サービスについてはその廃止があった日）の属する月の末日までの期間について、料金表第1表第1類（基本料金）に規定する基本料金の支払いを要します。

2. 前項の期間において、利用の一時中断等により電話 (N) サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、電話 (N) サービスユーザーは、その期間中の基本料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、電話 (N) サービスユーザーは、その期間中の基本料金の支払いを要します。
- (3) 前二号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、音声利用 I P 通信網サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責によらない理由により、電話 (N) サービスを全く利用できない状態（その利用契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（2 欄に該当する場合又は接続契約者回線に係る電気通信サービスに起因する場合を除きます。）に、そのことを NTT が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを NTT が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその当該電話 (N) サービスについての料金
2 当社または NTT の故意又は重大な過失により電話 (N) サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを NTT が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する当該電話 (N) サービスについての料金
3 接続契約者回線等利用場所の変更、利用回線の変更若しくは移転又は電話 (N) サービスに係る接続契約者回線と利用回線との間の変更に伴って、電話 (N) サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（電話 (N) サービスユーザーの都合により電話 (N) サービスを利用しなかった場合であって、その設備又は契約者回線番号を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する電話 (N) サービスについての料金

3. 当社は、支払いを要さないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（通信料金の支払義務）

第31条

1. 電話(N)サービスユーザーは、接続契約者回線等から接続契約者回線等へ行った通信（その接続契約者回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。）について、NTT が測定した通信時間と料金表第1表第2類（通信料金）の規定とに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

2. 契約者は、接続契約者回線等と第3条（用語の定義）の表の18欄の、（3）又は（4）に規定するものとの間の通信について、電話(N)サービスに係る部分と電話サービス、総合デジタル通信サービス又は特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る部分とを合わせて、NTT が測定した通信時間と料金表第1表第2類（通信料金）の規定とに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

ただし、第3条（用語の定義）の表の18欄の、（3）（4）又は（5）に規定するものから接続契約者回線等へ行った通信料金については、それぞれ NTT が定める電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款又は特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款に定めるところによります。

3. 相互接続通信の料金の支払義務については、前二項の規定にかかわらず、電話(N)サービスユーザー又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は NTT の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は NTT が行うものとし、接続形態別の具体的な取り扱いについては、相互接続協定に基づき NTT が別に定めるところによります。

4. 前三項の規定にかかわらず、付加サービス等を利用して行った通信の通信料金について、料金表第1表第1類（基本料金）又は同表第2類（通信料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

5. 電話(N)サービスユーザー（相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。）は、通信の料金について、NTT の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第2類、NTT が NTT 約款別記4及び別記12 から別記15 に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、電話(N)サービスユーザーと協議し、その事情を参酌するものとし、（手続きに関する料金の支払義務）

第32条 電話(N)サービスユーザーは、電話(N)サービスに係る契約の申し込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3類（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返金します。

（工事費の支払義務）

第33条

1. 電話(N)サービスユーザーは、契約の申し込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取り消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返金します。

2. 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、電話(N)サービスユーザーはその工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額はその費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（延滞利息）

第34条 電話(N)サービスユーザーが、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第8章 保守

（電話(N)サービスユーザーの切分責任）

第35条

1. 電話(N)サービスユーザーは、電話(N)サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2. 前項の確認に際して、電話 (N) サービスユーザーから当社に請求があったときは、当社は、所定の場所において試験を行い、その結果を電話 (N) サービスユーザーにお知らせします。

3. 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、電話 (N) サービスユーザーにその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第 36 条 電話 (N) サービスユーザーは NTT の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 25 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、NTT は次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧することをあらかじめ承諾します。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの選挙管理機関に設置されるもの NTT が NTT 約款別記 11 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第 1 順位となるものを除きます。）
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第37条

1. 当社は、電話(N)サービス（NTTが別に定める協定事業者の電気通信サービスを含みます。以下この条において同じとします。）を提供すべき場合において、当社、NTT又はその協定事業者の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるとき又は接続契約者回線に係る電気通信サービスによるものであるときを除きます。）は、電話(N)サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることをNTTが知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その電話(N)サービスユーザーの損害を賠償します。

2. 前項の場合において、当社は、電話(N)サービスが全く利用できない状態にあることをNTTが知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその電話(N)サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

（1）料金表第1表第1類（基本料金）に規定する基本料金

（2）料金表第1表第2類（通信料金）に規定する通信料金（電話(N)サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1の暦月の起算日（NTTが契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前六料金月の1日当たりの平均通信料金（前六料金月の実績を把握することが困難な場合には、原則として、電話(N)サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均通信料金により算出した額）により算出します。）

3. 当社の又はNTTの故意又は重大な過失により電話(N)サービスの提供をしなかったときは、前二項の規定は適用しません。

4. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、付加サービスに係る損害賠償の取り扱いに関する細目について料金表第1表第1類に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(免責)

第38条 当社は、本規約等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件の規定の変更等により、現に接続契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第10章 雑則

(協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結)

第39条

1. 当社と電話(N)サービス利用契約を締結した者は、KDDI 株式会社が定める第2種一般電話等契約約款の規定に基づいて、同社との間で電気通信サービスに係る契約を締結したことになります。

ただし、当該電話(N)ユーザーから KDDI 株式会社に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により KDDI 株式会社と第2種一般電話等契約を締結した当該電話(N)利用契約ユーザーは、同社に係る電気通信サービスの利用があったときに、同社の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

ただし、当該電話(N)ユーザーが、その契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

(利用に係る契約者の義務)

第40条

1. 当該電話(N)ユーザーは、次のことを守っていただきます。

- (1) 故意に接続契約者回線等を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換又は電話(N)サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

2. 電話(N)ユーザーは、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

（技術的事項及び技術資料の閲覧）

第41条 当社は、当社が指定する事業所において、電話(N)サービスにおける基本的な技術的事項及び音声利用IP通信網サービスを利用するうえで参考となる、電気通信回線設備と端末設備の分界点および基本的な通信形態とインターフェイス等の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

（利用上の制限）

第42条 電話(N)ユーザーが、次に掲げる態様で通信を行うことを禁じます。

電話(N)ユーザーが、コールバックサービス（本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、当社又はNTTの電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させること。

方 式	概 要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

（電話(N)ユーザーの契約者情報の提供等）

第43条

1. 電話(N)ユーザーは、当社がNTTに対し、電話(N)申込時に取得した当該電話(N)ユーザーの氏名、住所及び契約者回線番号等の個人情報を提供することに同意していただきます。
2. 電話(N)ユーザーは、当社に対し、KDDI株式会社から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等を、に通知する場合があることについて、同意していただきます。
3. 電話(N)ユーザー（相互接続通信の利用者を含みます。）は、契約者回線等から、当社が別に定める付加サービスを利用する接続契約者回線等への通信を行

った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等（電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。）、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を、電子メールによりその付加サービスを利用する電話(N)ユーザーの指定するメールアドレスに送信することがあることについて、同意していただきます。

4. 電話(N)ユーザー（相互接続通信の利用者を含みます。）は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託により音声利用IP通信網サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

（電話帳の発行）

第44条 電話(N)ユーザーは、NTTがNTT約款別記5に定めるところにより、電話帳の発行を行うことをあらかじめ承諾します。

（番号案内）

第45条

1. 電話(N)ユーザーは、NTTが当社を経由して電話(N)ユーザーに付与した契約者回線番号若しくは契約者回線番号以外の番号又はNTTが別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号の案内（以下「番号案内」といいます。）をNTTが行うことをあらかじめ承諾します。

2. 前項に規定するほか、番号案内に係る料金その他の提供条件は、NTTが定める電話サービス契約約款第99条（電話番号案内）から第101条（相互接続番号案内に係る料金の取扱い）の規定に準じてNTTが取り扱います。

（番号情報の提供）

第46条

1. 電話(N)ユーザーは、当社の番号情報（NTTによる電話帳掲載又は番号案内に必要な情報（第44条（電話帳の発行）及び第45条（番号案内）の規定により電話帳掲載及び番号案内を省略することとなった電話(N)ユーザーに係る情報を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、NTTが番号情報データベース（番号情報を収容するためにNTTが設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。）に登録することをあらかじめ承諾します。

2. 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置するNTTが電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（NTT

が相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者を言い、NTT はこれらの電気通信事業者等を閲覧に供します。) に提供します。

(閲覧)

第 4 7 条 本規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第 11 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 4 8 条 電話 (N) サービスに関する附帯サービスの取り扱いについては、NTT が NTT 約款別記 7 から 10 の 5 に定めるところによります。

料金表

第 1 表

第 1 類（基本料金）

月額費用

電話 (N) 基本プラン	770 円
電話 (N) お得セットプラン	1, 650 円

付加サービス月額費用

付加サービス	単位	月額費用
通話中着信サービス	1 利用回線ごと	330 円
着信転送サービス	1 番号ごと	550 円
発信元番号表示サービス	1 利用回線ごと	440 円
ナンバー・リクエスト	1 利用回線ごと	220 円
着信拒否サービス	1 利用回線 or1 番号ごと	220 円
ダブルチャネル	1 チャネルごと	220 円
番号追加サービス	1 追加番号ごと	110 円
着信お知らせメール	1 番号ごと	110 円
FAX お知らせメール ※ 1	1 番号ごと	110 円
通話料着信者払いサービス ※ 1		-
1 通話料着信者払い番号 基本料金ごと		1, 100 円
複数回線管理機能	1 番号ごと	1, 100 円
発信地域振分機能	1 番号ごと	385 円
話中時迂回機能	1 迂回グループごと	880 円
着信振分接続機能	1 振分グループごと	770 円
受付先変更機能/時間外案内機能	1 番号ごと	715 円
カスタマコントロール機能	1 番号ごと	0 円
特定番号通知機能	1 番号ごと	110 円

#ダイヤル※ 1	1#ダイヤル番号ごと	ブロック内利用型： 11,000 円 全国利用型： 16,500 円
----------	------------	---

※ 1 新規受付が終了しております。現在ご利用中のお客様は継続利用いただけますが、一度解除された場合の再お申し込みはできませんのでご注意ください。

電話ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料

電話番号ごとに電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料がかかります。

詳細は下記ホームページをご確認ください。

[電話ユニバーサルサービス制度・電話リレーサービス制度](#)

その他の料金

ハイブリッドホームルーターレンタル料	858 円/月
ハローページ・タウンページ重複掲載	1 掲載ごとに年間 550 円

※上記はお申し込みの場合のみかかります。

乗り換え手数料

乗り換え手数料	2,200 円
---------	---------

※NTT が提供しているひかり電話サービスから、@nifty 光電話へ単独で乗り換えた場合

第 2 類（通信料金）

- ・ 一般加入電話…8.8 円/3 分
- ・ 国際電話…対地毎に異なります。例）米国 9 円/分（不課税）
- ・ 携帯電話…17.6 円/分

※通話料金の詳細は[国内](#)または[国際](#)をご確認ください。

第2表 (工事に関する費用)

光回線との同時工事費			
タイプ	工事内訳		料金
派遣工事	基本工事費※1	1 工事ごと	無料
	交換機等工事費（基本機能）※1	1 利用回線ごと	1,100 円
	機器工事費（設置費）※1※2	1 装置ごと	1,650 円
無派遣工事	基本工事費	1 工事ごと	無料
	交換機等工事費（基本機能）	1 利用回線ごと	1,100 円
同番移行※3		1 番号ごと	2,200 円
電話(N)のみ単体工事費			
タイプ	工事内訳		料金
派遣工事	基本工事費※1	1 工事ごと	8,250 円
	交換機等工事費（基本機能）※1	1 利用回線ごと	1,100 円
	機器工事費（設置費）※1※	1 装置ごと	1,650 円
無派遣工事	基本工事費	1 工事ごと	2,200 円
	交換機等工事費（基本機能）	1 利用回線ごと	1,100 円
同番移行※3		1 番号ごと	2,200 円

※1 お客様のご要望により電話(N)対応機器の設定を行った場合は別途、設定費 1,100 円が発生します。内線等電話設定、鳴り分け等の電話設定、無線 LAN 設定（SSID 変更等）等、電話(N)対応機器の設定を当社にご依頼いただく場合に発生する工事費です。

※2 光回線と同時工事で機器が回線終端装置または VDSL 機器と一体型の場合、設置費はかかりません。

※3 加入電話等を利用休止または廃止して、同一番号を電話(N)でご利用される場合の費用です。加入電話等を利用休止する場合は、別途利用休止工事費を NTT へお支払いいただく必要があります。

※ 工事費は、お客様の設備状況によって変更となる場合があります。その工事費の合計額が 31,900 円増えるごとに 3,850 円加算される額になります。

・@nifty 光電話の付加サービスなど追加単体工事費

タイプ	工事内訳		料金
無派遣工事	基本工事費※ 1	1 工事ごと	2,200 円

※基本工事費に加えて、お申し込みの付加サービス/発信者番号通知の変更ごとに以下の工事費がかかります。

区分	工事内訳			料金
付加サービス	番号追加サービス	1 番号ごと		770 円
	ダブルチャネル	1 利用回線ごと		1,100 円
	発信元番号表示サービス	1 利用回線ごと		1,100 円
	ナンバー・リクエスト	1 利用回線ごと		1,100 円
	通話中着信サービス	1 利用回線ごと		1,100 円
	着信転送サービス	1 番号ごと		1,100 円
	着信拒否サービス	1 利用回線ごとまたは 1 番号ごと		1,100 円
	着信お知らせメール	1 番号ごと		1,100 円
	FAX お知らせメール※ 2	1 番号ごと		1,100 円
	#ダイヤル※ 2	1 工事ごと		1,100 円
	通話料着信者払いサービス※ 2	基本機能	1 通話料着信者払い番号ごと	1,100 円
		オプション機能	発信地域振分機能 1 通話料着信者払い番号ごと	1,100 円
			話中時迂回機能 1 迂回グループごと	1,100 円

		着信振分 接続機能	1 振 分グ ループご と	1,100 円
		受付先変 更機能/ 時間外案 内機能	1 番 号 ごと	1,100 円
		カスタマ コントロ ール 機 能	1 通 話料 着信 者払い番 号ごと	1,100 円
		特定番 号通知 機能	1 番 号 ごと	1,100 円
発信者番号通知の変更を行う場合		1 番号ごと		770 円

※1 基本工事費は1回の工事ごとに2,200円がかかります。付加サービスを同時に複数申し込まれた場合は、一度の工事でするので、基本工事費は2,200円のみとなります。

※2 新規受付は終了しております。現在ご利用中のお客様は継続利用いただけますが、一度解除された場合の再お申し込みはできませんのでご注意ください。

別紙 1

・付加サービス名称対照表

	NTT のひかり電話	電話 (N)
付加サービス 名称	キャッチホン	通話中着信サービス
	ボイスワープ	着信転送サービス
	ナンバーディスプレイ	発信元番号表示サービス
	ナンバーリクエスト	ナンバー・リクエスト
	迷惑電話おことわりサービス	着信拒否サービス
	ダブルチャネル/複数チャネル	ダブルチャネル
	マイナンバー/追加番号	番号追加サービス
	着信お知らせメール	着信お知らせメール
	FAX お知らせメール	FAX お知らせメール
	フリーアクセス・ひかりワイド	通話料着信者払いサービス
	ひかり電話#ダイヤル	#ダイヤル

■料金表示について

本説明内の価格表示は不課税と表示のあるものを除き全て税込みです。

上記料金のご請求額に 1 円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨ててご請求させていただきます。詳しくは弊社商品の価格表示について

(<https://www.nifty.com/policy/syouhizei.htm>) をご覧ください。

以上